

九州電力川内原子力発電所1・2号機の 原子力規制委員会審査に関する事務局長見解

原水爆禁止日本国民会議
事務局長 藤本泰成

九州電力川内原子力発電所1・2号機について、原子力規制委員会（規制委員会）は「新規制基準に適合している」とする審査書案を了承しました。今後、30日間の意見募集（パブリックコメント）などを経て、審査書が確定することとなります。原水禁は、この間「脱原発」の立場から①「脱原発」への道筋を政府方針として明確にすること、②福島原発事故の原因を明らかにすること、③確実な避難計画策定を優先すること、④UPZ圏内自治体の同意を前提にすることなどを、既存原発の再稼働に優先して明らかにすべきであるとしてとりくみを展開してきました。今回の川内原発の再稼働への前提である規制委員会審査の先行に関しては、原発推進ありきの明確な政府の姿勢を反映したもので、決して容認できません。

規制委員会の田中俊一委員長は、記者会見にあたって「基準への適合は審査したが、安全だとは私は言わない」と表明しました。原子力規制庁は、この間、「審査は安全審査ではなく、あくまでも新規性基準への適合審査」とし、「決して絶対安全とは言えない」としてきました。地震国日本において原発の絶対的安全性は確保できないことを、規制委員会は明らかにしているのです。

川内原発1・2号機は、どちらも稼働開始からまもなく30年を経過する老朽原発であり、その問題は重要です。また、指摘される火砕流への対応も、十分な根拠を示さず可能性は低いとする九州電力の主張を鵜呑みにするものです。福島原発事故後重大な問題となっている汚染水対策も図られていません。このようなことで、再稼働すること自体極めて問題です。

今回の新規性基準では、格納容器にベントの設置が義務づけられました。これまで格納容器内にとどまる人とされた人間に対する毒性の高い放射性物質の環境への放出が、安全対策の前提となったと言うことです。人間の命に重大な脅威を与える原発を人間社会と共存させることはできません。

一方、経済産業省は、現行の法制度の中では、再稼働と避難計画の策定は連動するものではないとの立場を変えていません。事故の可能性を否定できないのであれば、実効ある避難計画の策定は再稼働の前提でなければなりません。現在策定されている避難計画は、要介護支援者などの避難を無責任に介護施設や病院などに押しつけています。台風や積雪・豪雨などの自然災害との複合的事態、スクリーニングや除染への対応も不十分で、その実効性には大きな疑問が残ります。再稼働を優先し地域住民の命を軽視するの方は許すことができません。

いちき串木野市では、市民有志が、「再稼働に同意しないこと」を求める15,609筆（住民の半数を超える）の署名を、伊藤祐一郎鹿児島県知事に提出しています。地元住民が再稼働へ納得していないことは明らかです。

安倍首相は、自ら再稼働への責任を明らかにすることなく、「一步前進したということだ。立地自治体の理解を得ながら再稼働を進めていきたい」と述べています。規制委員会、政府、立地自治体、電力会社のどこに再稼働の責任があるのか、これまで通り明らかになつてはいません。また、福島原発で明らかになったように、事故の被害を受ける周辺自治体の住民の意見は、再稼働に反映されません。経済的利益をうける立地自治体や県の意見のみで再稼働することは、参政権の平等の視点からも許されないものです。

原水禁は、上記に示した視点から原発再稼働に反対し、川内原発の再稼働に向けた政府の動きに抗して、全国で連帯したとりくみを強化していくことを再確認します。安倍政権に対して、市民社会の意志をくみ取り「脱原発」の方針を確定し、自然エネルギー推進政策を推進し、原発の再稼働をすることなく、日本の将来を構想するよう要求するものです。